

ご存知ですか

西宮市のふるさと納税



ふるさと納税は、あなたが大切に思う自治体を応援する寄付金です

生まれ故郷やお世話になった自治体など、自分が応援したい自治体へ寄付ができる制度です。

寄付額のうち、2000円を超える部分について、所得税と住民税から全額が控除されます（一定の上限はあります）。



実は… 西宮市の税収は、「ふるさと納税」で **約5億円の減収** になっています

平成27年に集まった寄付が約3000万円である一方、西宮市民がほかの自治体にふるさと納税をすることにより減った税収が28年度で約5億3000万円となっています。※税の減収額の75%は地方交付税により国から補填される仕組みとなっています

西宮市では、あなたが共感できる寄付の「使い道」をご用意 市民の皆さんも、住んでいるまち西宮に寄付できます

西宮市民の皆さんも、西宮市に寄付することができます。また、寄付金の使い道を選んでもらえるように10の寄付金・基金を設けています。

選べる
寄付金の
使い道



さらに!

12/1から感謝の気持ちを込めて、西宮の魅力伝える返礼品を送ります

わがまち自慢の逸品をセレクトし、
西宮の魅力を全国に発信します



返礼品の詳細は外部ポータルサイトで公開します=右記事参照▶▶▶▶
【返礼品の対象者】12月1日以降に本市に3万円以上の寄付をした個人

12/1～インターネット申込がスタート!

いずれかの
外部ポータルサイト
にアクセス

さとふる (<http://www.satofull.jp/>)

ふるさとチョイス (<http://www.furusato-tax.jp/>)

クレジットカード決済が可能です!

※インターネットでの申込を行わない場合は、寄付申込書を政策推進課（市役所本庁舎4階）に持参を。申込書は市のホームページ（くらしの情報→ふるさと納税）からダウンロード可

問 政策推進課 (0798・35・3476)

市外に住むご家族やご友人にも、ぜひ、西宮市のふるさと納税をご案内ください!

これから毎月25日号で、「保健だより(5面)」の健康に関する情報とあわせて、食に関するQ&Aを連載します!

それって ホント?! 食のQ&A

～保健所の管理栄養士がお答えします～

Q：子供は野菜が苦手で、野菜ジュースだと飲んでくれます。野菜ジュースは野菜の代わりになりますか？

A：β-カロテンやビタミンCなどの摂取はできますが、完全に野菜の代わりとはいえません。

野菜の搾りかすには食物繊維が多く含まれていますが、除去されていることが多いです。

噛(か)み応えがないので、食べ過ぎを防止する役割はほとんどありません。

特に、野菜そのものの味や食感、噛み応えを覚え

させたい子供には、野菜代わりと考えるのは難しいですね。補助的に利用するようにしましょう。

問合せは保健所健康増進課 (0798・26・3667) へ。



管理栄養士の皆さん